

基調講演

「地理的表示保護制度とGAP」

- ◆ 講演「日本の地理的表示保護制度」
農林水産省 食料産業局 新事業創出課長 坂 勝浩
- ◆ 講演「EUの地理的表示保護制度」
駐日欧州連合代表部 通商部 調査役 中曾根 佐織

❊ 地理的表示保護制度とは、

- ❖ 特定の地域で、固有の製造方法・生産方法で生産され、品質などで特徴を持つ食品・農林水産物の名称を行政に登録する制度であり、2014年6月に法案成立した新しい制度です。

❊ この制度では、

- ❖ 製品の社会的な評判や歴史などが考慮される一方、製品ごとに「地域×生産の方法(品種や管理基準など)×品質」が定義され、それを指導・検査する活動も求められます。

❊ 地理的表示保護制度は、

- ❖ 単なる商標や表示の話だけではなく、製品の特徴や品質の高さを裏付ける管理体制が求められることからGAPと関連があります。